

# 大田区中小企業融資あっせん制度 事務の手引き

## あっせん制度利用区内事業者様 及び あっせん制度取扱金融機関ご担当者様向け

本手引きは、「大田区中小企業融資あっせん制度（以下「あっせん制度」という。）」ご利用にあたっての手続きや、事務の取扱について記したものです。あっせん制度のお申込み、融資実行や区への完済報告など、あっせん制度に係る事務手続きにつきましては、本手引きに基づきお取り扱いください。

なお、あっせん制度の概要、各融資のあっせん要件や申込書類については、必ず区ホームページ及び「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」のパンフレット（以下「区パンフレット」という。）をご確認ください。

※ 本手引きは、あっせん制度を利用される区内中小企業・小規模事業者様及び取扱金融機関のご担当者様の皆さまにご活用いただくことを想定しております。

つきましては、便宜上、あっせん制度利用区内事業者様を「事業者」、あっせん制度取扱金融機関様を「金融機関(又は取扱金融機関)」と統一して表記させていただいております。ご了承ください。

令和8年4月1日

大田区産業経済課融資係

## ★ 目 次

### 1 あっせん申込から完済報告まで

基本的な事務の流れ	・・・ 2 ページ
(1) あっせん制度利用にあたっての事前相談・申込準備	・・・ 3 ページ
(2) あっせん申込	・・・ 4 ページ
(3) 区の内容審査からあっせん書発行まで	・・・ 6 ページ
(4) 金融機関での融資審査	・・・ 7 ページ
(5) 融資審査結果の報告 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >	・・・ 9 ページ
(6) 利子補給決定通知の交付 < 区 ⇒ 事業者 >	・・・ 11 ページ
(7) 利子補給金の支出 < 区 ⇒ 取扱金融機関 >	・・・ 11 ページ
(8) 返済条件や借受人情報の変更、期限の利益喪失等の報告 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >	・・・ 11 ページ
(9) 融資完済の報告 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >	・・・ 12 ページ

### 2 条件変更等の報告について

(1) 大田区中小企業融資 融資条件変更報告書 (第4号様式)	・・・ 13 ページ
(2) 大田区中小企業融資 利用者条件変更報告書 (第3号様式)	・・・ 15 ページ

### 3 区損失補償付き融資について

・・・ 17 ページ

### 4 利子補給金の請求・支払いについて

・・・ 18 ページ

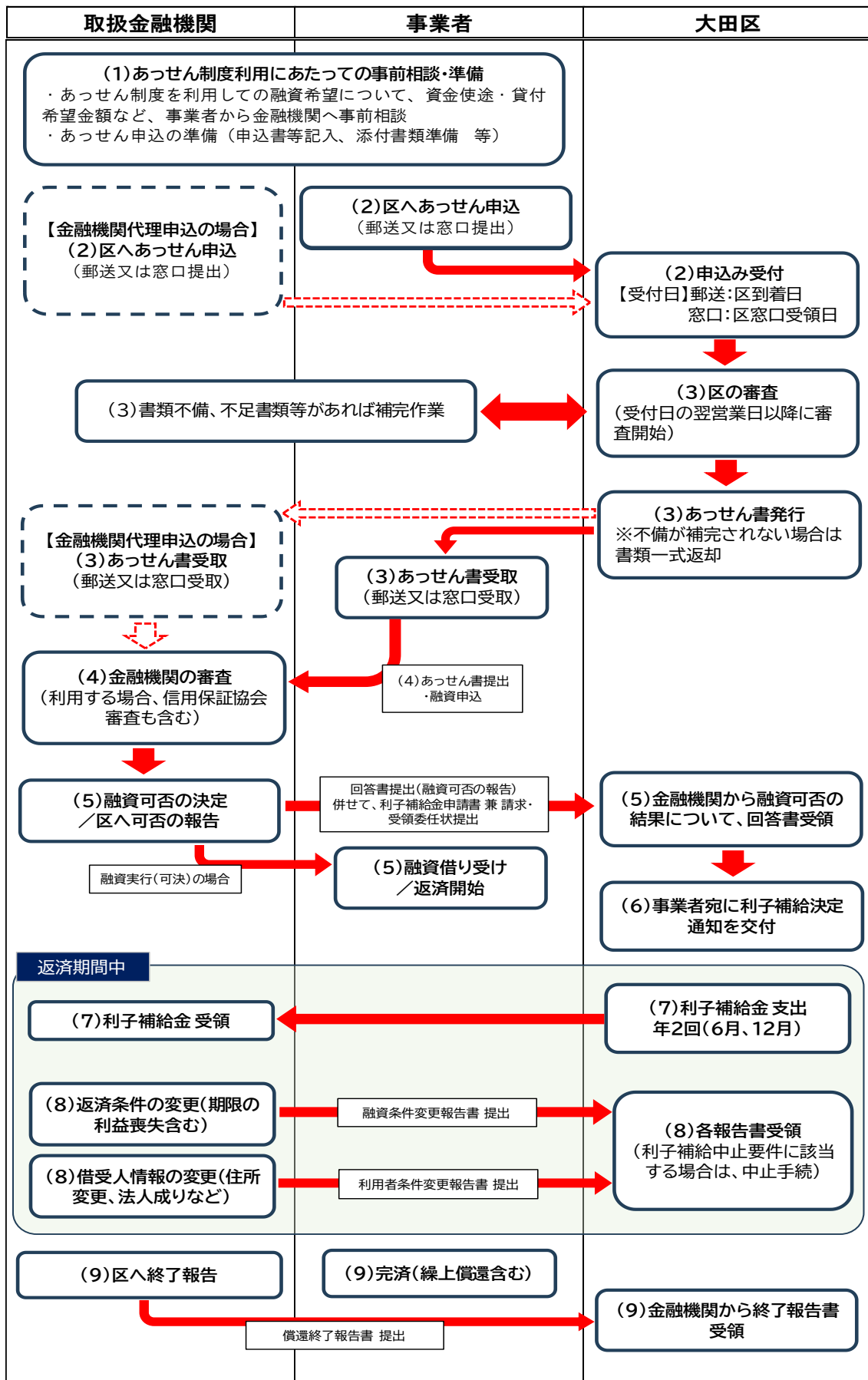
(1) 常時の債権管理及び各種手続きの報告 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >	・・・ 19 ページ
(2) 利子補給手続に伴う回答書等の提出期限通知 / 期限までの回答書等提出	・・・ 19 ページ
(3) 利子補給金の算出 ⇒ 請求手続きの通知 < 区 ⇒ 取扱金融機関 >	・・・ 20 ページ
(4) 利子補給金請求書兼内訳書の内容確認・提出	・・・ 21 ページ
(5) 利子補給金の支払い < 区 ⇒ 取扱金融機関 >	・・・ 22 ページ
【 利子補給対象要件について 】	・・・ 23 ページ

### 5 その他・巻末資料

・・・ 24 ページ

# 1 あっせん申込から完済報告まで

あっせん制度の申込から融資完済までの基本的な事務の流れは、下図のとおりです。



## (1) あっせん制度利用にあたっての事前相談・申込準備

### ① 事前相談について

取扱金融機関へ事前相談なくあっせん書を取得した場合、その後金融機関へ相談の時点で内容の変更等が生じ、あっせん書の取り直しが必要となる事態が起こりうるため、区では、「区にあっせんを申し込む前に、融資を申し込む予定の取扱金融機関に事前相談をしてください。」とご案内しております。

つきましては、事業者本人又は金融機関代理による申込、どちらの場合でも、融資の金額や内容、利用するあっせん制度の融資資金の種類等について、取扱金融機関と事業者間でよくご相談のうえ申込をしていただきますようお願いいたします。

※ 開業資金とチャレンジ企業応援資金については、区相談員による面談を経ての直接申込となります。面談は事前予約制となっておりますので、開業及びチャレンジ資金の利用を検討の場合は、事業者から直接区へお問合せください。

### ② 申込準備について

【あっせん要件の確認】

- ◆ 必ず区ホームページ及び区パンフレットにて、あっせん制度及び融資種類ごとの要件を確認してください。
- ◆ あっせん制度の利用状況について取扱金融機関と事業者とでよく確認のうえ、利用可能な金額内での申込金額としてください。一事業者当たりの利用限度額は6,000万円以内です（団体事業資金、新型コロナウイルス対策特別資金除く）。融資種類ごとの限度額にもご注意ください。  
区に利用状況(残高)の照会を希望する場合、「①事業者本人(代表者)による問合せ」又は「②委任を受けた金融機関による窓口照会」のどちらかの方法により行ってください。金融機関からの電話照会にはお答えできません。
- ◆ 小口資金枠を利用する場合、常時使用する従業員数及び信用保証付き融資の残高を事前にご確認ください。信用保証付き融資の残高については、今回の申込金額も含めて2,000万円以下である必要があります（※信用保証付き融資の残高は、区のあっせん制度以外の融資も含まれますのでご注意ください。）。
- ◆ **！注意事項！**  
経営改善一本化資金や一般運転資金(借換)などの借換資金を利用し、借換元の融資を完済した後、それにより空いた枠で新たな一般運転資金や経営強化資金等を申し込む場合、完済した融資の「大田区中小企業融資償還終了報告書」を区に提出しなければ空いた枠での申込みはできません。（※9ページの**(5) 融資審査結果の報告 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >**の内容もよくご確認ください。）

【申込書類の準備】

- ◆ 本店所在地(個人は住民登録地)、事業所所在地や代表者名など、事業者の情報が区への申込日時点での情報であることを必ず確認してください。
- ◆ 必ず区ホームページ及び区パンフレットにて必要書類を確認して書類を準備してください。
- ◆ 提出チェック表に基づき、書類の不足がないか確認してください。

(必要書類の主な注意事項)

- \* 履歴事項証明書等の証明書関係は全て発行から3か月以内のものです。
- \* 納税証明書は納期到来分が「未納」でないことが確認できるものが必要です。
- \* 借換及び経営改善一本化資金の場合、借換・一本化条件とする融資のあっせん書のコピー(右上に借換希望と朱書き)が必要です。他の金融機関扱いの融資の場合は他行が同意した「借換同意書」の写しをご用意ください(書式は区ホームページに掲載しています。保証協会付融資の場合は保証協会所定の書式をご使用ください)。
- \* 確定申告書の写しには、電子申告の場合は受信通知(メール詳細)、書面申告の場合は納税証明書(その2)(※税務署收受印があればそれも可)の添付が必須です。
- \* あっせん書の郵送受取を希望される場合、「返信用レターパック」が必要です。必ず返送先の名前・住所を記載してご提出ください。

- ◆ 申込書にて「小口資金枠での申込み する・しない」「都制度の併用希望 あり・なし」の記載漏れが多く見受けられます。区パンフレット等で要件を確認し、該当する方に必ず〇印をご記入ください。
- ◆ **！注意事項！**  
借入希望金融機関に記載する支店名は、事業者が融資の入金口座を有する『勘定店』です。融資事務の手続きや窓口としての支店名ではありません。誤った支店であっせん書を発行した場合、利子補給対象にならず、あっせん書も取り直しが必要になります。
- ◆ 申込者の実印に誤りがないかご確認ください(法人の場合は法人実印、個人の場合は個人の実印)。
- ◆ 記入誤りなど訂正がある場合には、申込者の実印による訂正印が必要です。
- ◆ このほか、あっせん申込書記入にあたっては、巻末資料の記入例を参考にしてください。

## (2) あっせん申込

### ① 申込方法について

- ◆ あっせんの申込は郵送又は窓口提出です。郵送到着日(※消印日ではなく、区に到着した日です。)及び窓口受領日が区受付日となります。
- ◆ 郵送及び窓口提出、どちらの場合も区受付日の翌営業日以降に審査を行います。窓口で提出された場合でも、その場で書類の内容確認をすることはありません。
- ◆ 区で受領後、ご提出いただいた書類一式は返却いたしません(※ただし、不備等によりあっせん書が発行できない場合は書類一式を返却いたします)。  
また、窓口での提出時も含め、区が提出書類のコピーをとってお渡しすることはできません。  
各提出書類の控えが必要な場合には、提出前にコピー等をとられるようお願いいたします。
- ◆ 取扱金融機関が代理で申込む場合は、郵送及び窓口どちらの場合でも委任状が必要です。
- ◆ あっせん書の受取方法について、「窓口受取」か「郵送受取」のどちらか希望するほうについて、必ず提出チェック表に✓をしてください。

### ② 代理申込について

取扱金融機関の代理申込では、提出書類一式に必ず委任状の原本を同封してください。委任状がない、又は委任内容に不備がある場合は申込を受け付けることができません。


## 【委任状記載の注意点】

- ◆ 区ホームページに委任状の様式例を掲載しております。そちらをご使用いただくか、次の記載事項が記載されていれば区の様式例に限りません。

### (必要な記載事項)

- \* 委任した日付
- \* 代理人(委任を受けた担当者)の氏名、金融機関名、支店名
- \* 委任者(申込事業者)の氏名、住所(法人の場合は法人名、代表者名、本店所在地)
- \* 委任者の実印(あっせん申込書に押印したものと同一のもの)
- \* 委任する権限 例)大田区中小企業融資あっせんの申込及びあっせん書の受領に関する一切の権限

## 【委任状の記載例】

<b>委 任 状</b>	
令和8年4月1日	
(宛先) 大田区長	
(代理人)	
氏 名	大田 太郎
金融機関名及び支店名	〇〇信用金庫△△支店
私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。	
1 大田区中小企業融資あっせんの申込とあっせん書受領に関する一切の権限	
(委任者)	
住 所	大田区蒲田〇—△—□
商 号	株式会社 蒲田製作所
氏名(代表者)	大森 二郎 
※あっせん申込書と同じ印(実印)を押印してください。	

※ あっせん申込のほか、セーフティネット認定の申請やあっせん制度の利用残高照会について委任を受ける際も同様に委任状が必要です。その際は、委任する権限がそれとわかるように記載してください。

### (参考例)

- ・セーフティネット保証の認定申請の場合
  - 中小企業信用保険法第2条第5項の規定による認定の申請及び認定書の受領に関する一切の権限
- ・残高照会の場合
  - 大田区中小企業融資あっせんの貸付残高の確認に関する一切の権限

### (3) 区の内容審査からあっせん書発行まで

#### ① 区の審査・不備の補完について

- ◆ 区受付日の翌営業日以降、審査を開始します。受け付けた順に順次審査を行いますので、申込が増えている時期など申込状況によっては、審査開始までに数日を要する場合があります。 あっせん申込から融資実行までのスケジュールについては、余裕を持ってお申込みください。
- ◆ 申込内容の不備や不足書類がある場合、提出チェック表に記載されている担当者宛（本人申込の場合は事業者、金融機関代理申込の場合は金融機関担当者）に、審査担当者より連絡をさせていただきます。
- ◆ 連絡のあった不備内容について、書類の差替え・追加書類の提出など、速やかに補完作業をお願いいたします。 補完作業に時間・日数を要すると、それだけあっせん書の発行も遅くなりますので、速やかな対応をお願いいたします。
- ◆ 不備補完のため、区が書類を預かっていられるのは1週間程度が限度です。 それ以上補完に時間を要する場合には書類一式を返却させていただきますのでご了承ください。

#### ！要確認事項！

申込内容の不備、不足書類が非常に多く見受けられます。申込前には、必ず提出チェック表や区パンフレットと照らし合わせ、提出書類が揃っているかご確認をお願いいたします。

また、金融機関代理申込の場合、提出チェック表に記載する担当者名は、委任を受けた方を含め必ず2名記入してください。不備の補完作業等のご対応をいただく担当者となりますので、申込内容を把握し対応可能な方をご記入ください。

#### ② あっせん書発行・受取について

- ◆ 必要書類、あっせん要件の確認ができましたら、あっせん書を発行いたします。
- ◆ 窓口受取を希望の場合、発行次第、提出チェック表に記載の連絡先（本人申込の場合は本人、代理申込の場合は金融機関支店）へご連絡します。受取の際に身分証（金融機関代理の場合は名刺・職員証等）の提出、提示をいただきますので、ご用意ください。
- ◆ 郵送受取を希望の場合、発行日の翌営業日に発送いたします。
- ◆ あっせん書と共にお渡しする書類一式は以下のとおりです。

##### (あっせん書類一式)

- \* 大田区中小企業融資あっせん書
- \* 大田区中小企業融資回答書
- \* 大田区中小企業融資償還終了報告書
- \* 大田区中小企業融資利子補給申請書 兼 請求・受領委任状
- \* 大田区中小企業融資あっせん申込書の事業者用控え（※金融機関用の控えは発行しません。必要に応じて金融機関にて写しをとるなどの対応をお願いします。）
- \* 【取扱金融機関向け案内文】大田区からのお願い（あっせん後の手続きについて）
- \* 【事業者向け案内文】大田区中小企業融資のあっせんを受けた方へ（※事業者申込の場合のみ）
- \* 大田区中小企業融資 車両購入完了届（※車両購入に係る設備資金の場合のみ）

## (4) 金融機関での融資審査

### ① 貸付方法について

- ◆ 融資方法は証書貸付のみです。あっせん書に記載のあっせん金額以内、貸付期間内、据置期間内で実行してください。
- ◆ 返済方法は元金均等払いのみです。満期一括返済は可能です。ただし、あっせん書に記載の据置期間を超えて据え置くことはできません。
- ◆ 貸付利率は固定金利のみです。あっせん書に記載の名目利率以下の利率としてください。
- ◆ あっせん書に記載された支店とは異なる支店で融資実行された場合、あっせん違反として利子補給の対象外となります。必ずあっせん先の支店（勘定店）で融資実行してください。  
万が一、あっせん申込時点で支店を誤っており、勘定店ではない支店であっせん書が発行されている場合、あっせん書は取り直しが必要です。融資実行前に区へご連絡ください。

### ② 保証について

- ◆ 保証を付す場合、『信用保証協会の信用保証』、『連帯保証人』又は『物的担保』のいずれかとしてください。いずれの保証を付すかについては、取扱金融機関と事業者間で協議のうえ決定してください。なお、保証を付さなくても構いません。
- ◆ 小口資金を利用の場合は保証協会の「小口零細企業保証制度」の利用が必須であるため、必ず保証協会の信用保証を付さなければなりません。また、都制度との併用を希望する場合も、信用保証の申込が必要です。

#### ！要確認事項！

上記の内容含め区の定める条件に反する融資が実行された場合、あっせん違反とみなし、利子補給の対象外となります。

### ③ あっせん書の有効期限について

- ◆ あっせん書の有効期限は、発行日から3か月後の応当日までです。応当日までに融資が実行されない場合、当該あっせん書は無効となります。あっせん制度を利用して融資実行するには、改めてあっせん申込が必要です。
- ◆ あっせん書が有効期限切れとなった場合は、「大田区中小企業融資回答書」で“斡旋書有効期限切れ”に○印をして、速やかに区へご提出ください。あっせん書原本やその他の書類は返却不要です。

#### (※ 有効期限の延長について)

一般設備資金、開業資金(商店街空き店舗活用、ものづくり事業含む)、SDGs・脱炭素推進企業支援資金(資金用途が設備資金のものに限る)及びチャレンジ企業応援資金については、やむを得ない理由がある場合には、あっせん書有効期限の延長を申請することができます(申請者は取扱金融機関支店となります。)

延長を申請する場合には、必ず申請前に区へお問合せください。申請の際は「大田区中小企業融資あっせん書有効期限延長申請書」にご記入のうえ、有効期限の応当日までに区へご提出ください。なお、有効期限の延長は、当初の有効期限日から最大3か月後の応当日までです。

#### ④ あっせん書発行後、融資実行前に内容や金額に変更が生じた場合について

- ◆ あっせん金額から単に減額して実行するだけであれば、融資実行後、「大田区中小企業融資回答書」の減額理由欄の該当箇所に○印をつけて区へ提出いただければ問題ありません。

ただし、一般設備資金や小規模企業特別事業資金（設備）などの設備資金の場合で、あっせん申込時に提出した見積書等の金額・内容から変更が生じた場合には、必ず融資実行前に区へご連絡ください。

内容によっては、減額実行ではなくあっせん書の取り直しが必要なケースもあるため、事前の報告なくそのまま実行した場合、あっせん違反となる可能性があります。

- ◆ 発行したあっせん書の内容（資金種類、小口の有無、都制度併用の有無、あっせん金額等）の変更が必要になった場合、融資実行前に区へご連絡ください。あっせん書の差替えて対応できる場合もございますが、基本的にはあっせん書の取り直しが必要となります。
- ◆ 設備資金において、支払い済みのものはあっせん対象外ですが、あっせん書発行後、融資実行までに支払われたものも同様です。支払い済みの分は融資実行金額に含めないでください。

## (5) 融資審査結果の報告 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >

融資の審査結果が出た場合には、融資実行の可否にかかわらず、必ず「大田区中小企業融資回答書」の提出が必要です。取扱金融機関は融資可否の決定後、速やかに区へ提出してください。

### ① 融資実行（可決）の場合について

- ◆ 融資実行（可決）の場合には、以下の書類をご提出ください。
  - \* 大田区中小企業融資回答書
  - \* 金銭消費貸借証書の写し
  - \* 信用保証書の写し(保証協会利用の場合)
  - \* 大田区中小企業融資利子補給申請書 兼 請求・受領委任状
- ◆ 減額実行となった場合、必ず回答書下部の「減額理由」の該当項目に○印をしてください。
- ◆ 回答書の「都制度の併用 あり・なし」欄について、必ず該当する方に○印をしてください。
- ◆ 「大田区中小企業融資利子補給申請書 兼 請求・受領委任状」の提出がない場合、利子補給を行うことができません。必ず回答書と共にご提出ください。
- ◆ 「大田区中小企業融資償還終了報告書」は完済まで大切に保管してください。
- ◆ **！注意事項！**  
一般運転資金(借換)や経営強化資金(借換)、経営改善一本化資金などの借換融資を実行した場合、借換元の融資の「大田区中小企業融資償還終了報告書」も必ずご提出ください。借換融資実行の回答書だけでは、借換元の融資の完済を確認できず、区のシステムではまだ融資残高があるものとみなします。  
この状態のままでは、新たなあっせん申込を受け付けることができない場合がありますので、借換融資実行の際には、必ず回答書と同時に借換元融資の終了報告書もご提出ください。

### ② 否決・辞退の場合について

- ◆ 否決・辞退の場合には、回答書下部の「融資不能理由」の該当項目に○印をし、回答書のみ区へご提出ください。あっせん書原本や終了報告書、その他の書類は返却不要です。
- ◆ **！注意事項！**  
否決・辞退の場合の回答書提出漏れが多く見受けられます。区に報告がなくあっせん結果が不明の場合、新たなあっせん申込を受け付けることができない場合があります。否決・辞退の場合も漏れなく速やかに区へ回答書をご提出ください。

### ③ 回答書及び利子補給申請書兼請求・受領委任状の提出にあたって

- ◆ 回答内容に不明な点がある場合、確認のためにご連絡させていただくことがありますので、必ず金融機関担当者名を取扱者の欄に記入してください。
- ◆ 回答書は、融資実行をした支店ではなく、回答書などを取りまとめている代表店や法人営業部などのセクションからの提出でも問題ありません。その場合、提出する金融機関名の近くに「勘定店：○○支店」などをご記載ください。
- ◆ 「大田区中小企業融資利子補給申請書 兼 請求・受領委任状」の受任者欄は、融資実行した勘定店の支店長名・支店長印が必要です。お間違いないようご注意ください。

参考【回答書の記載例】

第3号様式（第8条関係）

令和●年 4月 1日

## 大田区中小企業融資回答書

(宛先) 大田区長

金融機関・支店名 **●●信用金庫 ◆◆支店**

支店印(押切印) 印

取扱担当者 **山田**

都制度の併用 **あり**・なし

下記のとおり回答いたします。

記

資金名		小口・一般運転資金	あっせん番号	5080000
商号		㈱大田大森	あっせん日	令和●年 3月 5日
氏名又は代表者		蒲田 大森	<b>発行時に印字済み項目</b>	
住所(本店所在地)		大田区蒲田○丁目		
事業所所在地		大田区蒲田○丁目 ○-▲	<b>記入箇所なし</b>	
あっせん金額		2,000万円		
利率		名目固定利率●.80(●.80)%(●.80)以下		
貸付期間		84か月以内(6か月以内の据置期間を含む)		
融資・償還方法		証書貸付・元金均等払		
その他				

金融機関休業日の返済	<input checked="" type="checkbox"/> 翌営業日 <input type="checkbox"/> 前営業日	終回償還年月日	令和★年 3月 25日
貸付年月日	令和●年 3月 15日	終回償還額	250,000円
貸付金額	17,000,000円	毎月償還日	毎月 25日
初回償還年月日	令和●年 3月 25日 <small>休業日は考慮せずに記入してください。</small>	毎月償還額	210,000円
初回償還額	210,000円	名目貸付利率	1.8%
保証内容	<input checked="" type="checkbox"/> 保証協会 有(金銭消費貸借契約書及び信用保証書の写しを添付すること) <input type="checkbox"/> 保証協会 無(金銭消費貸借契約証書の写しを添付すること)		

減額の場合、下記の理由を選択するか、ご記入ください。

減額理由 **1** 保証協会枠一杯 2 借入金過多 3 財務内容不良 4 使途不明瞭  
9 その他 ( )

融資否決・辞退の場合、下記の理由を選択するか、ご記入ください。

融資不能理由 11 保証協会保証不能 12 申込者取下 13 別途融資切換 14 取引停止処分 15 使途不明瞭  
16 事業内容杜撰 17 保証人不適当 18 経理杜撰 19 返済不可能 20 斡旋書有効期限切れ  
21 その他 ( )

担当者名と、都制度の○印を忘れずに記載

金銭消費貸借証書に基づき記載

減額実行や否決・辞退の場合は該当項目に○印を記載

**【※】車両購入完了届の提出について**

車両の購入の場合、融資実行の回答書提出と別に、「大田区中小企業融資車両購入完了届」の提出が必要です。自動車検査証の交付後、1か月以内にご提出ください。

取扱金融機関と事業者のどちらからご提出いただいても問題ありませんので、漏れなく速やかに区へご提出ください。

## (6) 利子補給決定通知の交付 < 区 ⇒ 事業者 >

融資実行の回答書及び大田区中小企業融資利子補給申請書 兼 請求・受領委任状の受領後、区から事業者へ利子補給決定通知を交付します。原則として、法人は本店登記地、個人は住民登録地の住所宛に送付します。

利子補給決定の旨を通知するものであり、本通知に基づいて事業者に手続きを取っていただく内容などはございません。

### ！要確認事項！

回答書及び利子補給申請書兼請求・受領委任状が区へ提出されなければ、利子補給決定通知は交付されず、利子補給も行われません。

融資実行をした場合には、漏れなく・速やかに区へ回答書及び利子補給申請書兼請求・受領委任状をご提出ください。

## (7) 利子補給金の支出 < 区 ⇒ 取扱金融機関 >

利子補給金については、「大田区中小企業融資利子補給申請書 兼 請求・受領委任状」に基づき、請求と受領の権限を委任されている取扱金融機関に対し支払います。

利子補給金は年2回、支店ごとにまとめてお支払いします。支払いは、4月1日から9月30日までの利子分を12月に、10月1日から3月31日までの利子分を6月に、それぞれ実施します。

利子補給に関する手続き等の詳細については、18ページからの**4 利子補給金の請求・支払いについて**をご確認ください。

## (8) 返済条件や借受人情報の変更、期限の利益喪失等の報告 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >

返済条件の変更（毎月返済額変更、返済期間延長など）や借受人情報の変更（住所移転、代表者変更など）、そのほか期限の利益の喪失などがあった場合には「融資条件変更報告書」又は「利用者条件変更報告書」により、取扱金融機関から区へ報告が必要です。

区への報告期限は変更内容を把握した日の翌月末までとなっておりますので、各変更を行った際には、区へ速やかにご報告ください。報告は取扱金融機関が行うものとなりますため、取扱金融機関は事業者の住所移転や代表者変更等について、常に把握できるようにしておいてください。

変更内容によっては、利子補給中止要件に該当する場合があります。利子補給中止要件に該当する報告の遅れ・漏れがあると、利子補給金の正確な算出ができないほか、支払い済みの利子補給金の返還、さらには違約加算金や延滞金の支払が必要になる場合もありますので、漏れや遅滞なく、速やかに区へご提出ください。

### ！要確認事項！

区外転出等により利子補給終了となった後も、返済終了までは引き続き、各条件変更の報告及び完済時の終了報告が必要です。あっせん制度を利用した融資であることには変わりなく、区でも完済までは状況を確認しているためです。（※期限の利益喪失の場合は除きます。）

各条件変更報告に関する詳細については、13ページからの**2 条件変更等の報告について**をご確認ください。

## (9) 融資完済の報告 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >

融資を完済した場合には、約定完済及び繰上完済、どちらの場合でも必ず「大田区中小企業融資償還終了報告書」の提出が必要です。区への報告期限は完済日の翌月末までとなっておりますので、完済後、取扱金融機関は速やかに区へ提出してください。

### ① 約定完済について

- ◆ 区では、回答書で報告を受けた内容（返済条件を変更していれば、その報告を受けた内容）のとおり返済がされているものとして返済状況や残高を管理しています。  
よって、最終返済予定日も登録はされていますが、終了報告書の提出がないと利子補給金の正確な算出ができません。約定完済の場合も、必ず終了報告書をご提出ください。

### ② 繰上完済について

- ◆ 繰上完済の場合、終了報告書の提出がない限り、区では完済を確認することができません。報告が漏れていると、正確な利子補給金が算出できません。必ず終了報告書をご提出ください。

#### ◆ **！注意事項！**

終了報告書の提出がない限り、区で管理する償還状況のデータは変更されません。報告漏れ・遅延により利子補給金の計算に誤差が生じ、区から支払い済みの利子補給金に過払いが判明した場合、過払い分については返還を請求させていただきます。また、違約加算金も併せて徴収させていただきます。

なお、支払い済みの利子補給金について、報告漏れ・遅延による不足分が判明しても、追加でお支払いすることはできません。ご注意ください。

## 2 条件変更等の報告について < 取扱金融機関 ⇒ 区 >

返済条件や借受人情報等の変更があった場合は、取扱金融機関から区へ、変更内容を把握した日の翌月末までに速やかな報告が必要です。

変更内容によっては、利子補給中止要件に該当する場合があります。 利子補給中止要件に該当する報告の遅れ・漏れがあると、利子補給金の正確な算出ができないほか、支払い済みの利子補給金の返還、さらには違約加算金や延滞金の支払が必要になる場合もありますので、漏れや遅滞なく、速やかに区へご提出ください。

### (1) 大田区中小企業融資 融資条件変更報告書 (第4号様式)

返済条件の変更や期限の利益喪失などがあった場合には、融資条件変更報告書を提出します。

#### ① 返済条件の変更

- ◆ 毎月返済額の変更、返済期限の延長、内入れなどの返済条件の変更を行った場合には、以下の書類を添付のうえ、融資条件変更報告書を提出してください。
  - \* 変更保証書の写し (信用保証付き融資の場合)
  - \* 変更契約証書等の写し (プロパー融資(保証協会なしの場合)(内入れがある場合、内入れ金額がわかる書類も必要。))
- ◆ 条件変更後も元金均等払いでなければなりません。満期一括返済は可能です。
- ◆ 返済期間の延長をする場合、利子補給は当初の最終返済日から36か月後の応当日までが限度です。

#### ② 貸付利率の変更

- ◆ 貸付利率を変更した場合、変更後の利率及び変更日がわかる疎明資料を添付のうえ、融資条件変更報告書を提出してください。
- ◆ 貸付利率の変更は、あっせん書に記載された名目利率以下の範囲でのみ可能です。名目利率を超えた利率にすることはできません。適用できるのは固定金利のみです。変動金利を採用することはできません。この取扱いについては、区外転出等により利子補給が終了した後も同様です。

#### ③ 取扱支店の変更

- ◆ 取扱支店を変更する場合、変更後の支店は取扱金融機関の指定を受けている支店に限ります。
- ◆ 融資条件変更報告書とともに、変更後の支店を受任者とした「大田区中小企業融資利子補給申請書 兼 請求・受領委任状」も提出が必要です。右上の融資実行日は当初の融資実行日を記載してください。

#### ! 要確認事項 !

上記の返済条件等の変更について、区定める条件に反する変更が行われた場合、あっせん違反とみなし、利子補給の対象外となります。

違反例、条件変更後の返済方法が元金均等払いではない。／あっせんした名目利率を超える利率に変更した。／変更後の取扱支店があっせん制度の取扱金融機関ではない。等

#### ④ 期限の利益の喪失

- ◆ 期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失通知、内容証明、弁護士の受任通知等の写しを添付のうえ、融資条件変更報告書を提出してください。
- ◆ 利子補給は期限の利益の喪失日までで終了です。
- ◆ 期限の利益喪失について区へ報告後、その後行われた代位弁済については報告不要です。

#### ⑤ 報告期限と利子補給金について **！注意事項！**

- ◆ 条件変更等を把握した日の翌月末までに速やかにご提出ください。
- ◆ 条件変更等を把握した日とは、「返済条件、貸付利率、取扱支店を変更した日」また「期限の利益を喪失した日」です。
- ◆ 翌月末までの報告期限を過ぎた場合、利子補給を中止することがあります。
- ◆ 融資条件変更報告書の提出がない限り、区で管理する償還状況等のデータは変更されません。報告漏れ・遅延により利子補給金の計算に誤差が生じ、区から支払い済みの利子補給金に過払いが判明した場合、過払い分については返還を請求させていただきます。また、違約加算金も併せて徴収させていただくほか、返還の状況により延滞金も別途徴収する場合があります。  
なお、支払い済みの利子補給金について、報告漏れ・遅延による不足分が判明しても、追加でお支払いすることはできません。ご注意ください。

## (2) 大田区中小企業融資 利用者条件変更報告書 (第3号様式)

本店移転などの借受人情報の変更があった場合には、利用者条件変更報告書を提出します。なお、提出時の添付書類のうち、履歴事項全部証明書や住民票等の証明書関係は、発行から3か月以内のもののみ有効です。なお、登記情報提供サービス等によりインターネットで閲覧できる登記情報については「証明」ではないため、お取り扱いできません。

### ① 法人名の変更

- ◆ 法人名の変更、組織変更（有限会社→株式会社など）等があった場合、履歴事項全部証明書の写しを添付のうえ、利用者条件変更報告書を提出してください。

### ② 本店登記地(個人事業主は住民登録地)の変更

- ◆ 本店登記地の変更があった場合には履歴事項全部証明書の写しを、住民登録地の変更があった場合には住民票の写し(前住所の表記があるもの)を添付のうえ、利用者条件変更報告書を提出してください。
- ◆ 事業所所在地が本店登記地(又は住民登録地)と同じ場合には、必ず事業所所在地の欄に「同上」と記載してください。
- ◆ 本店登記地(又は住民登録地)と別に事業所所在地があり、事業所所在地には変更がない場合、必ず変更がない旨を記載してください。

### ③ 事業所所在地の変更

- ◆ 本店登記地(又は住民登録地)と別にある事業所所在地の変更があった場合、賃貸借契約書等の移転先の事業所所在地がわかる資料の写しを添付のうえ、利用者条件変更報告書を提出してください。

### ④ 本店登記地や事業所所在地の変更で区外転出した場合 **！注意事項！**

- ◆ 本店登記地(又は住民登録地)及び事業所所在地が区外転出した場合、利子補給は転出した日までに終了です（※平成27年12月以前にありませんした融資は除く。）。

### ⑤ 法人代表者の変更

- ◆ 法人代表者の変更があった場合、履歴事項全部証明書の写しを添付のうえ、利用者条件変更報告書を提出してください（※法人代表者の住所の変更のみの場合は報告不要です。）。

## ⑥ 法人成り・個人成り

- ◆ 法人成り・個人成りがあった場合には、以下の書類を添付のうえ、利用者条件変更報告書を提出してください。

### 【法人成り】

- \* 履歴事項全部証明書の写し
- \* 変更保証書の写し（プロパー融資(保証協会なし)の場合は債務引受書の写し)
- \* 個人の廃業届の写し（又は法人設立届の写し）

### 【個人成り】

- \* 閉鎖事項全部証明書の写し
- \* 変更保証書の写し（プロパー融資(保証協会なし)の場合は債務引受書の写し)
- \* 個人の開業届の写し

## ⑦ 事業の廃止 **！注意事項！**

- ◆ 事業を廃止した場合には、法人は履歴事項全部証明書(又は閉鎖事項全部証明書)の写しを、個人は廃業届の写しを添付のうえ、利用者条件変更報告書を提出してください。
- ◆ 事業を廃止した場合、利子補給は事業廃止した日までで終了です（※平成27年12月以前にあっせんした融資は除く。）。
- ◆ 個人事業主が死亡した場合、死亡日をもって事業廃止とみなします。住民票の写しを添付のうえ、利用者条件変更報告書を提出してください（※第三者が債務引受をする場合、事業も引き継ぐなど、諸要件を確認できれば利子補給継続となる場合もあります。個人事業主の死亡が判明した場合は速やかに区へご連絡ください。）。

## ⑧ 報告期限と利子補給金について **！注意事項！**

- ◆ 変更内容を把握した日の翌月末までに速やかにご提出ください。報告は取扱金融機関が行うものとなりますため、取扱金融機関は事業者の住所移転や代表者変更等について、常に把握できるように努めてください。
- ◆ 翌月末までの報告期限を過ぎた場合、利子補給を中止することがあります。
- ◆ 利用者条件変更報告書の提出がない限り、区で管理する利用者情報のデータは変更されません。区外転出や事業廃止の報告漏れ・遅延により利子補給金の計算に誤差が生じ、区から支払い済みの利子補給金に過払いが判明した場合、過払い分については返還を請求させていただきます。また、違約加算金も併せて徴収させていただくほか、返還の状況により延滞金も別途徴収する場合があります。

なお、支払い済みの利子補給金について、報告漏れ・遅延による不足分が判明しても、追加でお支払いすることはできません。ご注意ください。

### 3 区損失補償付き融資について < 取扱金融機関 ⇒ 区 >

区損失補償付き融資は、取扱金融機関で回収が不能となった場合に、区が金融機関へ損失補償を行い、当該融資の債権譲渡を受ける融資です。

区損失補償付き融資の返済条件の変更（返済額変更、内入れ、元金据置等）を行う場合には、通常の融資と異なり、条件変更を実行する前に区へ事前申請が必要です。「大田区中小企業融資 条件変更申請書」及び「大田区中小企業融資 条件変更申請補助書」により、申請をしてください。

申請後、区で内容を審査し、承認した場合には承認通知をお送りいたしますので、条件変更手続きを進めてください。

区損失補償付き融資について、回収困難な事実を予見、又は認知した際には、速やかに区へご連絡ください。損失補償を行うか否かなど、今後の対応方針を協議いたします。その後、損失補償の手続きへと進む場合には、必要な書類や手続きの流れについてご案内させていただきます。

#### **！要確認事項！**

**区損失補償付き融資は、平成 25 年度末で制度を終了しています。よって、対象となるのは現在返済中のもののみです。**

該当の融資について、回収困難などの事故が生じた場合には、必ず区へご連絡ください。状況を確認させていただきながら、今後の方針・流れ等を相談しつつ進めさせていただきます。

#### 4 利子補給金の請求・支払いについて < 取扱金融機関 ⇄ 区 >

利子補給金は年2回、支店ごとにまとめてお支払いします。支払いは、4月1日から9月30日までの利子分を12月に、10月1日から3月31日までの利子分を6月に、それぞれ実施します。

利子補給金請求・支払いの基本的な流れは、下図のとおりです。

利子補給時期		取扱金融機関	大田区
4月1日～9月30日までの利子分(12月支払)	10月1日～3月31日までの利子分(6月支払)		
随時	随時	(1)債権管理 ・融資の回収 ・事業者情報の把握(事業所や住所の移転、事業の廃止等)	
		(1)各種手続きの報告 ・融資実行可否の回答書 ・完済融資の償還終了報告書 ・返済条件や事業者情報の変更報告(融資・利用者条件変更報告書)	(1)各報告内容を受領 ・融資返済方法や利用者の情報を区のシステムへ反映 ・利子補給決定通知の送付 ・利子補給終了案件の処理
9月下旬	3月下旬		(2)利子補給手続きに伴う回答書等の提出期限の通知 12月支払分…10月中旬× 6月支払分…4月中旬×
		(2)利子補給期間に係る融資実行や完済、条件変更等の確認・報告 →期限までに各報告書を提出	
10月中旬	4月中旬		(3)報告された返済方法等に基づき利子補給金を算出
			(3)請求手続きの通知 【送付書類】 利子補給金請求書兼内訳書 【提出締切】 12月支払分…11月中旬× 6月支払分…5月中旬×
10月下旬	4月下旬	(4)利子補給金請求書兼内訳書の内容確認 →各種手続の報告漏れや金額の誤りがある場合、漏れのあった手続を速やかに区へ報告し、請求書の差替えを行う。	
			(4)請求書の差替え対応
11月上～中旬	5月上～中旬	(4)確認完了した利子補給金請求書兼内訳書を期限までに区へ提出	
			(5)提出された利子補給金請求書兼内訳書に基づき利子補給金の支払手続
11月下旬	5月下旬		
			(5)利子補給金 支出
12月上旬	6月上旬	(5)利子補給金 受領(入金)	

## (1) 常時の債権管理及び各種手続きの報告 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >

### ① 常時の債権管理について

- ◆ 金融機関は、あっせん制度の取扱金融機関として注意をもって融資を管理し、回収に努めていただきますようお願いいたします。
- ◆ 事業者の本店登記地や住民登録地の移転のほか、事業の廃止や法人代表者の変更など、事業者情報の変更有無について、金融機関は把握に努めていただきますようお願いいたします。事業者においては、変更等の状況について金融機関への連絡が漏れないようお願いいたします。
- ◆ 特に本店登記地や住民登録地、事業所等の所在地移転については、内容把握が遅くなったために区への報告も遅れる事案が多く見受けられます。その結果、区外移転となる場合は利子補給終了となるため、支払い済みの利子補給金について返還を請求させていただく事案も多く生じております。ご注意ください。

### ② 各種手続きの報告について

- ◆ 前述までの**1 あっせん申込から完済報告まで**と**2 条件変更等の報告について**をご参照いただき、各種手続き（融資実行可否の回答書提出／完済時の償還終了報告書提出／返済条件や事業者情報変更時の融資(又は利用者)条件変更報告書提出／期限の利益喪失や事業廃止の報告など）に漏れないか、取扱金融機関は常に確認をしてください。
- ◆ 各報告書が提出されない限り、区では変更内容を反映できません。利子補給金の正確な算出ができなくなりますので、ご注意ください。

## (2) 利子補給手続に伴う回答書等の提出期限通知 / 期限までの回答書等提出

### ① 回答書等の各報告書の提出期限通知 < 区 ⇒ 取扱金融機関 >

- ◆ 利子補給金の正確な算出を行うため、対象の利子補給期間に係る各報告書の提出期限について、区から各取扱金融機関支店宛に通知をしております。
- ◆ 通知時期は、年2回の利子補給時期にあわせて以下のとおりです。
  - \* 12月支払分(4/1～9/30までの利子分) …9月下旬【各報告書の提出期限は10月中旬】
  - \* 6月支払分(10/1～3/31までの利子分) …3月下旬【各報告書の提出期限は4月中旬】

### ② 提出期限までに回答書等の各報告書提出 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >

- ◆ 前述までのとおり随時行われている各種手続きについて、報告漏れがないかご確認ください。特に、9月や3月後半に融資実行や完済されたものは、提出期限までの日数が短くなりますのでご注意ください。
- ◆ この提出期限までに提出された各報告書等の内容を基に利子補給金を算出いたします。期限を過ぎての報告となる場合、この後の請求手続きにおいて請求書類の差替えなどが生じますので、必ずあっせん制度を利用した融資・事業者全てについてご確認のうえ、漏れないようご提出ください。

### (3) 利子補給金の算出 ⇒ 請求手続きの通知 < 区 ⇒ 取扱金融機関 >

前述の提出期限までに提出された各報告書の内容に基づき、利子補給金を算出いたします。算出後、各取扱金融機関支店宛に請求手続きの通知をいたします。

#### ① 利子補給金の算出

- ◆ 利子補給金の対象期間は、原則、貸付日から最終返済日までです。ただし、条件変更により返済期間の延長をしている場合、利子補給は当初の最終返済日から36か月後の応当日までが限度となり、翌日以降の期間分については利子補給の対象外となります（※平成23年3月以前にあっせんした融資は除く。）。
- ◆ 上記のほか、次のいずれかに該当する場合、その日までで利子補給は終了です。
  - \* 期限の利益喪失【期限の利益喪失日までで終了】
  - \* 区外転出【区外転出した日までで終了】（※平成27年12月以前にあっせんした融資は除く。）
  - \* 事業廃止【事業を廃止した日までで終了】（※平成27年12月以前にあっせんした融資は除く。）
  - \* 融資条件変更報告書の報告期限（変更内容を把握した日の翌月末まで）を過ぎた場合【報告期限の日までで終了】（※平成28年3月以前にあっせんした融資は除く。）
- ※ 条件変更報告が期限内に提出された場合であっても、報告内容が区外転出、事業廃止である場合には、区外転出日・事業廃止日をもって利子補給は終了となります。
- ◆ 毎月返済の遅延、延滞が生じていたとしても、区では回答書及び融資条件変更報告書で報告された約定どおり返済されているものとみなし、利子補給金を算出します。よって、延滞分の利子は利子補給対象外です。
- ◆ そのほか、あっせん条件に違反する内容で実行(条件変更含む)された融資は、利子補給対象外です。

#### 【違反例】

- \* あっせん書に記載の融資限度額、融資期間、貸付利率に反しているとき
- \* 小口資金のあっせん融資を、信用保証協会の保証を付さないで実行したとき
- \* あっせん書の有効期限(あっせん日から3か月)を過ぎて実行したとき
- \* あっせん先の支店と異なる支店で実行したとき
- \* 証書貸付かつ元金均等払いではない貸付及び償還方法で実行したとき
- \* 回収条件としていない貸付を借り換えたとき
- \* その他、規則・要綱等及びその他区長が定める規定に反する貸付を実行したとき

※ 利子補給対象の詳細については、23ページの【利子補給対象要件について】をご覧ください。

#### ② 利子補給金請求手続きの通知

- ◆ 利子補給金の算出後、各取扱金融機関支店宛に利子補給金請求関係書類を送付し、請求手続きについて通知いたします。
- ◆ 送付する利子補給金請求関係書類は以下のとおりです。
  - \* 大田区中小企業融資 利子補給金請求書兼内訳書（金融機関控用と区提出用を1部ずつ）
  - \* 支払金口座振替依頼書（該当の支店のみ）
- ◆ 通知時期は、年2回の利子補給時期にあわせて以下のとおりです。
  - \* 12月支払分(4/1～9/30までの利子分) …10月下旬【請求書の提出期限は11月中旬】
  - \* 6月支払分(10/1～3/31までの利子分) …4月下旬【請求書の提出期限は5月中旬】

## (4) 利子補給金請求書兼内訳書の内容確認・提出

### ① 利子補給金請求書兼内訳書の内容確認

- ◆ 利子補給金請求書兼内訳書(以下「請求書」という。)は、支店ごとに金融機関控用と区提出用を1部ずつ作成し、当該支店分の利子補給金総額、融資ごとの利子補給金内訳を記載しております。
- ◆ 請求書の内容に誤りがないか、各種手続きの報告に漏れがないかご確認ください。報告漏れや誤りがあった場合には、速やかに区へご連絡ください。必要な対応についてご案内します。
- ◆ 発覚した報告漏れにより、すでに区から支払い済みの利子補給金に過払いが判明した場合、過払い分については返還を請求させていただきます。また、違約加算金も併せて徴収させていただきます。また、返還の状況により延滞金も別途徴収する場合があります。

### ② 請求書の差替え対応 < 取扱金融機関 ⇄ 区 >

- ◆ 報告漏れや誤りがあった場合、当該箇所の修正及び利子補給金の再計算を行い、請求書を差替えさせていただきます。報告漏れの場合、漏れていた報告書を提出していただかない限り修正作業ができず、差替えができません。速やかな対応をお願いいたします。
- ◆ 報告漏れが複数件あるケースも多発しております。この場合、何度も差替えを行う手間が生じないように、全ての修正作業が完了後に差替えを行います。提出期限までに差替え後の請求書をご提出いただかなければなりませんので、対応は速やかにお願いいたします。

### ③ 提出期限までに請求書を提出 < 取扱金融機関 ⇒ 区 >

- ◆ 請求書の内容確認、必要な場合は差替え対応まで終了しましたら、提出期限までに区へ請求書(区提出用)をご提出ください。該当の支店は支払金口座振替依頼書も必要です。

#### 【提出期限】

- \* 12月支払分(4/1~9/30までの利子分) …11月中旬
- \* 6月支払分(10/1~3/31までの利子分) …5月中旬

- ◆ 利子補給金は全金融機関・全支店分をまとめて支払い手続きを行います。提出期限までに請求書の提出がないと、手続きに支障をきたし、利子補給金の支払い時期が大幅に遅れる可能性があります。必ず提出期限までにご提出ください。

## (5) 利子補給金の支払い < 区 ⇒ 取扱金融機関 >

### ① 支払い手続き・時期

- ◆ 提出された請求書に基づき、利子補給金の支払い手続きを行います。支払い予定日は利子補給金請求手続きの通知（20 ページ参照）の際にお知らせいたしますが、概ねの支払い時期は以下のとおりです。

＊ 12月支払分(4/1～9/30までの利子分) …12月上旬

＊ 6月支払分(10/1～3/31までの利子分) …6月上旬

- ◆ 利子補給金支払先の口座名義等に変更がある場合、区所定の書式により登録内容の変更が必要な場合があります。変更手続きを行わないと、利子補給金の支払いができませんので、口座情報に関する変更がある場合には、速やかに区へご連絡ください。

### ② 支払い後の報告漏れ等について **！注意事項！**

- ◆ 支払い済みとなった期間分の利子補給金について、金融機関の報告漏れ・遅延による不足分が後日判明しても、追加でお支払いすることはできません。ご注意ください。
- ◆ これまで前述してきたとおり、金融機関の報告漏れ等により、すでに区から支払い済みの利子補給金に過払いが判明した場合、過払い分については返還を請求させていただきます。

また、平成 27 年 4 月 1 日以降にアセスンした融資については、大田区中小企業融資利子補給実施要綱第 10 条の規定に基づき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金も請求させていただきます  
くほか、納期限までに返還金の納付がなかった場合は延滞金も別途請求いたします。

**【 利子補給対象要件について 】**

○ : 利子補給継続  
 × : 利子補給停止

あっせん書 発行日	利子補給に係る事項					
	大田区外転出 (本店登記地・住民登録地・事業所が共に区外へ)	事業廃止	条件変更	利子補給金の過払い	融資条件変更報告の提出期限(翌月末日)を過ぎた場合の取扱い	期限の利益喪失
～平成 19 年9月まで	信用保証料の補助 (利子補給制度なし)	信用保証料の補助 (利子補給制度なし)	信用保証料の補助 (利子補給制度なし)	信用保証料の補助 (利子補給制度なし)	○ 提出期限内での報告をお願いします	信用保証料の補助 (利子補給制度なし)
平成 19 年 10 月から 平成 23 年3月まで	○	○	○ 完済まで	○ 過払い額を返納		× 金銭消費貸借契約書に基づく期限の利益を喪失した日をもって利子補給中止
平成 23 年4月から 平成 27 年3月まで			○ 返済期間の延長は当初の償還終了日から 36 か月後の応当日まで	○ 過払い額に年 10.95%の割合で計算した違約加算金を加えた額を返納		
平成 27 年4月から 平成 27 年 12 月まで	×	×	○ 返済期間の延長は当初の償還終了日から 36 か月後の応当日まで	○ 過払い額に年 10.95%の割合で計算した違約加算金を加えた額を返納	× 利子補給中止	
平成 28 年1月から 平成 28 年3月まで					× 区外転出した日まで	× 事業を廃止した日まで
平成 28 年4月から	× 区外転出した日まで	× 事業を廃止した日まで	○ 返済期間の延長は当初の償還終了日から 36 か月後の応当日まで	○ 過払い額に年 10.95%の割合で計算した違約加算金を加えた額を返納	× 利子補給中止	× 金銭消費貸借契約書に基づく期限の利益を喪失した日をもって利子補給中止

〔条件変更報告書及び償還終了報告書の提出期限〕

条件変更、約定返済及び繰上返済した場合の報告は、返済日の翌月末日までに区に報告してください。

【事業所の定義】法人：法人住民税・法人事業税の課税対象となっている事業所 個人：特別区民税・都民税の課税対象となっている事業所

## 5 その他・巻末資料

### (1) 取扱金融機関一覧 < 令和8年4月1日時点 >

金融機関名	支店名	金融機関名	支店名	
みずほ銀行	蒲田	芝信用金庫	大森	
	羽田		荏原町	
	大岡山		梅屋敷	
	大森		雑色	
	馬込		新蒲田	
	上池上		雪が谷	
	久が原		長原	
三菱UFJ銀行	蒲田		千鳥町	
	大森		大森駅前	
	蒲田駅前		田園調布	
	羽田		蒲田	
	池上		仲池上	
	長原		矢口	
	大森駅前		御岳山	
三井住友銀行	蒲田	蓮沼		
	蒲田西	鶉の木		
	雪ヶ谷	蒲田		
	六郷	大森		
	下丸子	入新井		
	旗ノ台	馬込		
	大森	池上		
田園調布	六郷			
りそな銀行	大森	城南信用金庫	矢口	
	蒲田		羽田	
きらぼし銀行	蒲田		大岡山	
	大森		雪ヶ谷	
	西六郷		蓮沼	
横浜銀行	蒲田		蒲田本町	
	大森		大田文化の森	
阿波銀行	蒲田		久が原	
東日本銀行	蒲田		目黒信用金庫	鶉の木
	矢口			洗足
	梅屋敷		城北信用金庫	大岡山
静岡中央銀行	川崎		横浜信用金庫	京浜法人
徳島大正銀行	蒲田		商工組合中央金庫	大森
湘南信用金庫	本門寺前		全東栄信用組合	大森
川崎信用金庫	久が原	中ノ郷信用組合	大森	
	糀谷	共立信用組合	本店営業部	
興産信用金庫	大田市場営業部		矢口	
	大森		糀谷	
	大森中央		洗足池	
	荏原		大岡山	
	下丸子		六郷	
	雪谷		蒲田	
	美原		武蔵新田	
	羽田		西蒲田	
	蒲田		雑色	
	穴守		大森	
	大森南		平和島	
	糀谷		前の浦	
	大森西		蒲田	
	京浜島	荏原町駅前		
東糀谷	西蒲田			
さわやか信用金庫	六郷	大東京信用組合	羽田	
	北馬込		大森駅前	
	大井	第一勧業信用組合		

(2) あっせん申込書 記入例【法人向け】

大田区中小企業融資あっせん申込書 記入例【法人向け】

令和8年4月1日版

別記  
第1号様式(第7条関係)  
(表面)  
大田区中小企業融資あっせん申込書  
(宛先) 大田区長

\* 申込書記入日を記載  
令和 8 年 4 月 1 日

下記のとおり、融資あっせんを受けたく関係書類を添えて申し込みます。  
また、裏面記載の同意事項について同意します。

※貸付に使用する従業員数には、法人の場合は役員は含まれません。

① 資金名 一般運転(借換え 有(無))・経営強化(借換え 有(無))・一般設備  
開業・商店街空き店舗活用開業・ものづくり事業開業  
小規模企業特別事業(運転・設備・併用)・経営改善一本化  
チャレンジ企業応援資金(運転・設備・併用)・その他( )  
「小口資金」枠での申込み  する  しない 郵制度(信用保証料補助)との併用希望  あり  なし

② 法人名 フリガナ カ) オオタマハ ショウジ  
(株) 大田〇×商事  
フリガナ オオタマハ ショウジ  
④ 資本金 600 万円  
実印 ⑥  
常時使用従業員数 7

③ 氏名 又は代表者 大田 太郎  
大正 昭和 平成 令和  
元 年 月 日 生 ( 34 歳)

⑦ 住所 法人:本店登記地 個人:住所登記地  
〒146-0082 大田区池上■丁目□-● 電話 03 (3751) ▲▲▲▲

⑧ 事業所所在地 ※上記住所欄と同じ場合は「同上」と記載  
〒144-0035 大田区南蒲田●丁目□-▲ 電話 03 (3733) ××××

⑨ 業種 (具体的に) ⑩ 取扱品目  
製造業 建設機械、試験機器

⑪ 創業日 大正 昭和 平成 令和 3 年 9 月 1 日 法人設立日 大正 昭和 平成 令和 12 年 11 月 20 日

⑬ 届出・許認可等  不要  有 (当該事業に係る必要な届出を行い、又は許認可等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣言します。)

⑭ 住所(法人は本店登記地) 又は事業所の区内所在年数 現在まで継続して 22 年 10 か月 現在の事業の現在の場所での営業年数 現在まで継続して 17 年 9 か月

⑮ 納税状況  
法人 (R6年7月～R7年6月) 都民税 70,000 円 事業税 0 円  
個人 特別区民税・都民税 ※「開業資金」の場合は該当する住民税

⑰ 借入希望金額 1,200 万円 借入希望金融機関※  銀行  信用金庫  信用組合  支店

⑱ 資金使途 (必要な項目に○)  
○ 運転資金 ① 買入金・支払手形決済 ② 商品・原材料仕入れ  
○ 設備資金 ③ 外注費支払 ④ 経費(人件費含む。)支払  
⑤ その他( ) ⑤ 1 機材・什器・車両購入 ⑥ 2 建物増・増・改築、改装  
⑦ 3 その他( )

※口印を捺印(又は捺印予定)してある支店を記載してください。

(留意事項)  
・貸付の可否は金融機関等の審査判断によります。  
・金融機関等の審査判断により、別途連帯保証人や担保等が必要となる場合があります。

裏面へ続く  
\* 両面コピーが必要

- ①～⑱の各項目に次の内容を記入してください。  
また、裏面がありますので、内容をご確認のうえ、両面コピーしたものをご提出ください。  
※両面印刷ができない場合には、2枚に分かれた用紙を綴じ込んでご提出ください
- ① 資金名 希望する資金名に○印 \*「借換の有無」等、( )内の該当箇所にも○印 「小口資金」枠での申込み・・・「する・しない」どちらかに○印 郵制度(信用保証料補助)との併用希望・・・「あり・なし」どちらかに○印
  - ② 法人名 履歴事項全部証明書の商号欄の「法人名」を記入
  - ③ 氏名又は代表者 代表者肩書・代表者氏名・生年月日を記入
  - ④ 資本金 履歴事項全部証明書の「資本金の額」を記入
  - ⑤ 常時使用従業員数 常時使用する従業員数を記入 \* 役員 は含まれません。
  - ⑥ 申込者実印 「法人実印」を押印 \*訂正がある場合は「申込者実印」と同じ印鑑を使用してください。
  - ⑦ 住所 履歴事項全部証明書の本店欄の「住所」及び「電話番号」を記入
  - ⑧ 事業所所在地 事業所、又は店舗等住所及び電話番号を記入 \*本店と同じ場合は「同上」と記入してください。
  - ⑨ 業種 一般的な業種名(製造業、小売業、飲食業、サービス業 等)を記入
  - ⑩ 取扱品目 主として取扱をされている製品名等を記入 (例)業種:小売業 取扱品目:野菜、果物 業種:飲食業 取扱品目:居酒屋 業種:サービス業 取扱品目:美容院
  - ⑪ 創業日 履歴事項全部証明書の「会社成立の年月日」を記入(ただし、法人設立以前に 個人事業を営んでいる場合は、個人事業開業届出書の「開業日」を記入)
  - ⑫ 法人設立日 履歴事項全部証明書の「会社成立の年月日」を記入
  - ⑬ 届出・許認可等 「不要・有」のどちらかに○印
  - ⑭ 住所又は事業所の区内所在年数 実際の区内所在年数を記入
  - ⑮ 現在の事業の現在の場所での営業年数 現在の場所での営業年数を記入
  - ⑯ 納税状況 「法人」欄( )内に事業年度を、「都民税」「事業税」欄にそれぞれ納税証明書の 「納付(納入)した額」を記入
  - ⑰ 借入希望金額 資金使途が「運転資金」の場合は10万円単位、「設備資金」の場合は 見積金額(消費税含む)の範囲内で1万円単位で記入
  - ⑱ 借入希望金融機関 自社の口座登録があり、借入について事前相談をしている金融機関名・ 支店名を記入
  - ⑲ 資金使途 運転資金、設備資金の該当項目に○印

(2) あっせん申込書 記入例【個人向け】

大田区中小企業融資あっせん申込書 記入例【個人向け】

令和8年4月1日版

別記 第1号様式(第7条関係) (表面) \* 申込書記入日を記載 令和 8年 4月 1日

大田区中小企業融資あっせん申込書

(宛先) 大田区長

下記のとおり、融資あっせんを受けたく関係書類を添えて申し込みます。また、裏面記載の同意事項について同意します。

① 資金名	一般運転(借換え 有・無)・経営強化(借換え 有・無)・一般設備 開業・商店街空き店舗活用開業・ものづくり事業開業 小規模企業特別事業(運転・設備・併用)・経営改善一本化 チャレンジ企業応援資金(運転・設備・併用)・その他( )		
	「小口資金」枠での申込み	する <input checked="" type="radio"/> しない <input type="radio"/>	都制度(信用保証料補助)との併用希望 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/>
② 法人名	フリガナ	申込者実印	資本金
③ 氏名又は代表者	フリガナ かつ シロ	⑥	万円
⑦ 住所	〒146-0085 大田区久が原■丁目□-●	2	常時使用従業員数
⑧ 事業所所在地	〒144-0052 大田区蒲田●丁目□-▲	⑤	名
⑨ 業種(具体的に)	飲食業	取扱い品目	居酒屋
⑩ 創業日	大正・昭和 25年 6月 13日	法人設立日	大正・昭和 年 月 日
⑪ 届出・許可可等	不要・有 <input checked="" type="radio"/>	当該事業に係る必要な届出を行い、又は許認可等を取寄せ、選定に事業を営んでいることを宣言します。	
⑫ 住所(法人は本店登記地)又は事業所の区内所在年数	現在まで継続して 10年 3か月	現在の事業の現在の場所での営業年数	現在まで継続して 5年 0か月
⑬ 納税状況	個人 (R7年度1期)	特別区民税・都民税	27,300円
⑭ 借入希望金額	205万円	借入希望金融機関	銀行 信用金庫 信用組合
⑮ 資金使途(必要な項目に○)	運転資金 設備資金	1 買掛金・支払手形決済 2 商品・原材料仕入れ 3 外注費支払 4 経費(人件費含む)支払 5 その他( )	2 建物新・増・改築、改装 3 その他( )

(留意事項)  
・貸付の可否は金融機関等の審査判断によります。  
・金融機関等の審査判断により、別途連帯保証人や担保等が必要となる場合があります。

裏面へ続く

\* 両面コピーが必要

- ①～⑱の各項目に次の内容を記入してください。  
また、裏面がありますので、内容をご確認のうえ、両面コピーしたものを提出ください。  
※両面印刷ができない場合には、2枚に分かれた用紙を綴じ込んでご提出ください
- ① 資金名 希望する資金名に○印 \*「借換の有無」等、( )内の該当箇所にも○印 「小口資金」枠での申込み・・・「する・しない」どちらかに○印 都制度(信用保証料補助)との併用希望・・・「あり・なし」どちらかに○印
  - ② 法人名 ※不要
  - ③ 氏名又は代表者 事業主氏名・生年月日を記入
  - ④ 資本金 ※不要
  - ⑤ 常時使用従業員数 常時使用する従業員数を記入  
\*家族従業員(事業主と生計を同じにしている三親等以内の親族)は含みません。
  - ⑥ 申込者実印 個人実印を押印  
\*訂正がある場合は「申込者実印」と同じ印鑑を使用してください。
  - ⑦ 住所 住民登録上の「住所」及び「電話番号」を記入
  - ⑧ 事業所所在地 事業所、又は店舗等住所及び電話番号を記入  
\*住民登録上の住所と同じ場合は「同上」と記入してください。
  - ⑨ 業種 一般的な業種名(製造業、小売業、飲食業、サービス業 等)を記入
  - ⑩ 取扱品目 主として取扱をされている製品名等を記入  
(例)業種:小売業 取扱品目:野菜、果物  
業種:飲食業 取扱品目:居酒屋  
業種:サービス業 取扱品目:美容院
  - ⑪ 創業日 個人事業開業届出書の「開業日」を記入
  - ⑫ 法人設立日 ※不要
  - ⑬ 届出・許可可等 「不要・有」のどちらかに○印
  - ⑭ 住所又は事業所の区内所在年数 実際の区内所在年数を記入
  - ⑮ 現在の事業の現在の場所での営業年数 現在の場所での営業年数を記入
  - ⑯ 納税状況 「個人」欄( )内に納税年度及び期を、「特別区民税・都民税」欄に納税証明書の納付済額を記入(\* 非課税の場合は「0」円)
  - ⑰ 借入希望金額 資金使途が「運転資金」の場合は10万円単位、「設備資金」の場合は見積金額(消費税含む)の範囲内で1万円単位で記入
  - ⑱ 借入希望金融機関 自社の口座登録があり、借入について事前相談をしている金融機関名・支店名を記入
  - ⑲ 資金使途 運転資金、設備資金の該当項目に○印

### (3) あっせん申込書等の各区指定様式について

あっせん制度申込時のあっせん申込書や提出チェック表、また各条件変更報告時の報告書など、区の様式を使用する場合には、必ず区ホームページより最新の様式をダウンロード・印刷をしてご使用ください。

#### 【様式の掲載場所】

[大田区ホームページ](#) > [産業振興](#) > [融資](#) > [様式・その他](#) > [様式](#)

